

改正後様式

修正様式

連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- 1 この還付請求書は、連結親法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限りません。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

- 2 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「震災欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求をすることができます。

- 3 この還付請求書は、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。

なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別業にしてください。

- (注) 平成23年3月11日を含む連結事業年度分の法人税の連結確定申告書を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。

- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。
(2) 「震災欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。

また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。

- (3) 「震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄

イ 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額5」欄の金額を限度として記載してください。

(注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外に還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。

- (4) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ 「連結所得金額3」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。

ロ 「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金

額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は連結欠損金額を記載してください。

- (5) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第18節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

- (6) 「還付金額15」欄には、 $[14\text{欄} \times 2\text{欄} \div 5\text{欄}]$ の算式により円単位まで算出した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

- (7) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。

(注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。

- (8) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

- (9) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書			連 事 年 度	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名		
繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書								
繰 戻 対 象 震 災 損 失 金 額	1	円	(2) の 内 訳	繰り戻す還付所得連結事業年度		繰り戻す繰戻対象震災損失金額		
						3		
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	2			平	・	・	①	円
				平	・	・		
				平	・	・	②	
				平	・	・		

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が令和3年改正前東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合のその期間に限り、以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

(1) 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、次の表の⑤の金額を記載します。

連結欠損金額（別表四の二「50の①」）	①	円
各連結法人の別表七の二付表二の二「差引震災により生じた損失の額5の③」欄の金額の合計額	②	円
別表七の二付表二の二「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった繰戻対象震災損失金額6」欄の金額	③	円
②－③（マイナスの場合は0）	④	円
①と④のいずれか少ない金額	⑤	円

(2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

(注) 当該連結事業年度前に前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、既に改正前震災特例法第23条又は令和2年旧法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。

(3) 「繰り戻す繰戻対象震災損失金額3」には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

- 3 平成23年3月11日を含む連結事業年度の法人税の連結確定申告書（仮決算の連結中間申告書は含まれません。）を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七の二及び別表七の二付表二の二並びに「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得
予定資産の明細書（旧震災特例法20）

				事業 年度	・ ・ ・ ・		法人名			
法人の所在地						代表者の氏名				
譲 渡 資 産 の 明 細	種 類	1		特 別 勘 定 金 額 の 計 算	特 別 勘 定 として 経 理 し た 金 額	5	円			
	所 在 地	2								
	規 模	3			繰 入 限 度 超 過 額	6				
	譲 渡 年 月 日	4	年 月 日		特 別 勘 定 金 額 (5)－(6)	7				
令和6年旧震災特例法第19条 第1項の表の該当号		8	第 号該当	第 号該当		第 号該当				
取 得 予 定 資 産 の 明 細	種 類	9								
	構 造	10								
	所 在 地	11								
	規 模	12								
	取 得 予 定 年 月 日	13	年 月 日	年 月 日		年 月 日				
その他参考となるべき事項										

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書（旧震災特例法20）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第20条第1項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。
- 3 「法人名」欄は、適用を受けようとする法人の名称を記載します。
- 4 「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする法人の納税地を記載します。
- 5 「代表者の氏名」欄は適用を受けようとする法人の代表者の氏名を記載します。
- 6 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「種類1」は、譲渡資産の種類（土地、建物（その付属設備を含みます。）、構築物の別）を記載します。
 - (2) 「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。
- 7 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の「特別勘定に経理した金額39」、「繰入限度超過額42」、「当初の特別勘定の金額43」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産の金額を個別に計算して記載します。
- 8 「令和6年旧震災特例法第19条第1項の表の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている表の該当番号を記載します。
- 9 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。
 - (2) 「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。
 - (3) 「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。
- 10 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など令和6年旧震災特例法第20条の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

削除様式

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（旧震災特例法 19）										※整理番号						
税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長 殿										納 税 地		〒				
										(フリガナ)						
										法 人 名 等						
										法 人 番 号						
										(フリガナ)						
										代 表 者 氏 名						
代 表 者 住 所										〒						
事 業 種 目										業						
自 平成・令和 年 月 日 事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成・令和 年 月 日 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第3項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記																
先 行 取 得 資 産	種 類															
	規 模															
	所 在 地															
	用 途															
	取 得 年 月 日		年 月 日			年 月 日			年 月 日							
	取 得 価 額		円			円			円							
譲渡予定資産の種類																
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項																
税 理 士 署 名																
※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業種 番号		番 号		整 理 簿		備 考		通信 日付印	年 月 日	確 認	

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（旧震災特例法 19）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項の規定の適用を受ける場合に、その旨を届け出るときに必要な事項を記載して提出してください。

（注） 令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。

- 2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

- (1) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- (2) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。
- (3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。